

平成27年 1月9日

< 報道関係各位 >

## 平成26年度補正予算案における 住宅金融支援機構によるフラット35Sの金利引下げ幅 の拡大等の実施について

独立行政法人住宅金融支援機構（本店：東京都文京区後楽1-4-10、理事長：宍戸 信哉）では、民間金融機関との提携による最長35年長期固定金利住宅ローン【フラット35】を提供するほか、災害復興住宅融資などの政策上重要な融資を実施しております。

今般、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成26年12月27日閣議決定）の一環として、平成27年1月9日に閣議決定された平成26年度補正予算案において、以下の制度拡充を実施する予定です。

### 1. 【フラット35】関係

- (1) 【フラット35】Sにおける当初5年間（長期優良住宅等の特に性能が優れた住宅については当初10年間）の金利引下げ幅を現行の年▲0.3%から年▲0.6%に拡大します。
- (2) 【フラット35（買取型）】の9割超融資について、現行、9割以下融資の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げます。

### 2. 住宅融資保険関係

一般の住宅ローンや【フラット35】との併せ融資等を対象とした住宅融資保険の保険料率を引き下げます（つなぎ融資は対象外です。）。

### 3. 災害復興住宅融資関係

- (1) 災害復興住宅融資の融資限度額を約10%引き上げます。
- (2) 東日本大震災に係る災害復興住宅融資等の受付期間を平成29年度末まで2年間延長します。

※具体的な内容については、別紙をご覧ください。

### 【報道関係者からのお問合せ先】

経営企画部広報グループ 井上／高橋／瀬戸口／雪原 TEL：03-5800-8019

住宅金融支援機構ホームページ : <http://www.jhf.go.jp/>

【フラット35】専用ホームページ : <http://www.flat35.com/>

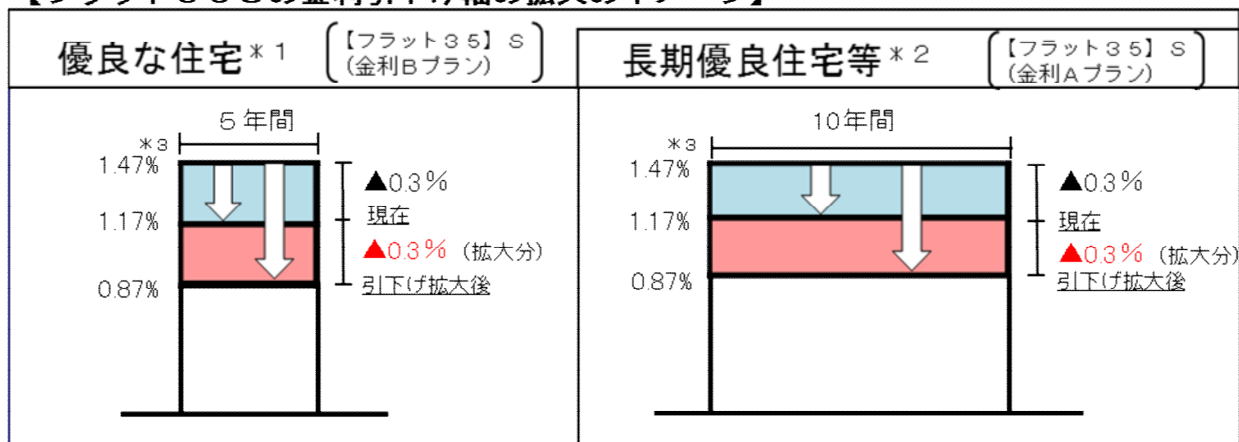
**「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に関連した  
平成26年度補正予算案の概要（住宅金融支援機構関係）について**

住宅金融支援機構は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」に関連した平成26年度補正予算案に盛り込まれた以下の事項について、平成26年度補正予算成立後速やかに実施する予定です。

### 1. 【フラット35】関係

- (1) 省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅を取得する場合に当初5年間（長期優良住宅等の特に性能が優れた住宅については当初10年間）の金利引下げを行っている【フラット35】Sについて、金利引下げ幅を現行の年▲0.3%から年▲0.6%に拡大します。
- (2) 【フラット35（買取型）】の9割超融資について、現行、9割以下融資の場合と比べて上乗せしている金利を引き下げます。

#### 【フラット35Sの金利引下げ幅の拡大のイメージ】



\*1 省エネルギー性、耐震性などに優れた住宅

\*2 長期優良住宅、認定低炭素住宅等

\*3 平成27年1月において返済期間が21年以上35年以下、融資率が9割以下の場合で取扱金融機関が提供する最も多い【フラット35（買取型）】の金利

- ※ 実施日（補正予算成立後速やかに機構のホームページでお知らせします。）以降に資金をお受け取りになる方から適用し、最大1年間の実施を予定しています。ただし、予算金額に達する見込みとなった場合は、制度拡充終了日を前倒しすることとなります。

## 2. 住宅融資保険関係

金融機関の住宅ローン貸出しに対する公的な信用保険である住宅融資保険の保険料率を引き下げます（つなぎ融資は対象外です。）。

※ 住宅融資保険の保険料率引下げ実施日（補正予算成立後速やかに機構のホームページでお知らせします。）以降に資金をお受け取りになる方から適用し、最大1年間の実施を予定しています。

ただし、予算金額に達する見込みとなった場合は、制度拡充終了日を前倒しすることとなります。

## 3. 災害復興住宅融資関係

（1）災害復興住宅融資等の融資限度額を引き上げます。

（限度額引上げの例）

【住宅を建設される場合】

基本融資額 1,500 万円 → 1,650 万円（+150 万円）

【住宅を購入される場合】

基本融資額 2,470 万円 → 2,620 万円（+150 万円）

【住宅を補修される場合】

基本融資額 660 万円 → 730 万円（+70 万円）

※ 地すべり等関連住宅融資についても災害復興住宅融資と同様に限度額を引き上げます。

※ 融資限度額の引上げ実施日（補正予算成立後速やかに機構のホームページでお知らせします。）以降に資金をお受け取りになる方から適用されます。

（2）東日本大震災に係る災害復興住宅融資及び災害復興宅地融資の受付期間の延長（現行の平成27年度末までから2年間延長し、平成29年度末までに延長）を実施します。